

証券コード 1783
2020年12月8日

株 主 各 位

東京都港区赤坂五丁目3番1号
株式会社アジアゲートホールディングス
代表取締役社長 松 沢 淳

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、極力書面により議決権を行使いただき、ご来場をお控えいただくこともご検討をお願い申しあげます。お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年12月22日（火曜日）午後6時00分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2020年12月23日（水曜日）午前10時00分
2. 場 所 東京都港区赤坂二丁目14番27号
国際新赤坂ビル東館13階
TKP赤坂駅カンファレンスセンター ホール13C
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご来場をお願い申しあげます。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第75期（自2019年10月1日 至2020年9月30日）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第75期（自2019年10月1日 至2020年9月30日）計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

以 上

1. 当日の受付開始時刻は午前9時を予定しております。開会間際の混雑緩和のため、お早めのご来場をお願い申し上げます。
2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
3. 連結計算書類のうち連結注記表及び計算書類のうち個別注記表につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（ホームページアドレス<https://www.asiagateholdings.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。また、事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を同ウェブサイトに掲載させていただきます。
4. 総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、予めご了承くださいませますようお願い申し上げます。

＜新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対応＞

1. 当社の対応

- ◎ 本株主総会会場においては、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる座席が例年より減少いたします。株主様の安全を最優先に考え、ソーシャルディスタンス確保のため入場を制限させていただく場合がございますので、予めご了承のほどよろしくようお願い申し上げます。
- ◎ 本株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスクを着用し対応させていただきます。

2. 株主様へお願い

- ◎ 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。
インターネット上の当社ウェブサイト（ホームページアドレス<https://www.asiagateholdings.jp>）より、発信情報をご確認くださいようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、ご自身の健康状態にご留意いただき、感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。ご高齢の方、持病をお持ちの方、妊娠されている方、体調にご不安のある方のご出席については十分ご検討ください。
- ◎ ご来場の株主様には、当日受付前に検温をさせていただき、37.5度以上の発熱が確認された場合、入場をお断りさせていただきます。

3. 本株主総会にご出席される株主様へお願い

- ◎ ご来場の株主様は、マスクの持参・着用とアルコール消毒液の利用をお願い申し上げます。
- ◎ 体調不良と思われる方は、ご入場をお断りする場合がございますので、予めご了承のほどよろしくようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(自 2019年10月1日)
(至 2020年9月30日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2019年10月1日～2020年9月30日)におけるわが国の経済状況は、年度当初の米中貿易摩擦や消費増税、台風19号による被災などの影響により、消費マインドが減退する先行き不透明な状況でスタートいたしました。その後、年初には国内総生産(GDP)が2四半期連続で落ち込み景気後退(リセッション)入りすると、新型コロナウイルスの世界的な流行とその感染拡大防止策として、不要不急の外出やイベント等の自粛要請の影響により国内の消費マインドは更に悪化し、2020年4月～6月期のGDPは前期比年率27.8%縮小となる1955年以降で最大の落ち込みを記録するなど、未曾有の厳しい経済状況に見舞われました。その後、政府主導で消費回復を目的とした大規模な景気刺激策が導入されるなどにより、一部に消費マインドの持ち直しの兆しは見えるものの、依然として先行きが不透明な経済状況が続いております。

当社グループにおいても傘下のホテルである、UNDER RAILWAY HOTEL AKIHABARAとSPACE HOSTEL TOKYOが臨時休業を余儀なくされ、またインフラ工事の停滞やゴルフコンペの延期など既存事業にも大きな影響が生じました。

このような環境下において、当社グループは不動産事業に経営資源を集中することで早期黒字回復のための収益力強化を目的とした抜本的な事業ポートフォリオの見直しを実施いたしました。2020年3月には長年に亘り建設事業を担ってきた南野建設株式会社を売却し、一方で、2020年7月には新たに株式会社NSアセットマネジメント及びグループ企業の買収により不動産コンサルティング事業を開始し、積極的な経営展開を行ってまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、リアルエステート事業の所有物件売却交渉が中断したことに加え、不動産コンサルティング事業買収実行が当初予定よりも遅れたこと、更に子会社の保有する海外株式の時価下落による投資有価証券の評価損などの特別損失の計上により、当社グループの当連結会計年度における経営成績は、当初計画を大幅に下回る結果となりました。

以上の概況のもと、当社グループの当連結会計年度における経営成績は、売上高は前年同期と比較して8億26百万円減少し、営業損失も前年同期と比較して7億94百万円拡大いたしました。また、子会社の保有する投資有価証券評価損として12億21百万円、減損損失として9億93百万円、販売用不動産評価損と

して2億47百万円、訴訟損失引当金繰入額として39百万円、関係会社株式評価損として21百万円、新型コロナウイルス感染症関連損失として14百万円の合計25億38百万円を特別損失として計上しました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高24億74百万円（前年同期売上高33億円）、営業損失9億29百万円（前年同期営業損失1億34百万円）、経常損失13億4百万円（前年同期経常損失2億82百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失37億23百万円（前年同期親会社株主に帰属する当期純損失36百万円）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

なお、以下の売上高にはセグメント間の内部売上高または振替高を含んでおります。

i) ゴルフ・リゾート事業

ゴルフ・リゾート事業におきましては、人材の効率化や運営コストの削減に努めたものの、新型コロナウイルス感染症による影響により、売上高は10億69百万円（前年同期売上高12億31百万円）、営業損失2百万円（前年同期営業利益44百万円）となりました。

ii) 建設事業

建設事業におきましては、第2四半期末の2020年3月31日に南野建設株式会社の売却（事業売却）を行い前期に比べ連結対象期間が短縮したことにより、売上高8億31百万円（前年同期売上高17億80百万円）、営業利益38百万円（前年同期営業利益69百万円）となりました。

iii) リアルエステート事業

リアルエステート事業におきましては、UNDER RAILWAY HOTEL AKIHABARAとSPACE HOSTEL TOKYOの休業や、賃貸家賃収入の減少及び当初計画しておりました所有物件の売却が進捗しなかったことなどにより、売上高4億32百万円（前年同期売上高2億87百万円）、営業損失4億8百万円（前年同期営業利益1億26百万円）となりました。

iv) 不動産コンサルティング事業

新規に設けた不動産コンサルティング事業におきましては、2020年7月から2020年9月末日までの当期連結対象期間中、会員獲得及び物件成約ともに堅調に推移しましたが、広告費やのれんの償却の影響で売上高1億40百万円、営業利益2百万円となりました。

v) その他

上記に属さない事業（主にファイナンス取引）は売上高0百万円（前年同期売上高4百万円）、営業利益0百万円（前年同期営業利益2百万円）となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度において、重要な設備投資は以下の通りであります。

施設名	所在地	設備の内容	投資金額 (百万円)	完了年月
UNDER RAILWAY HOTEL AKIHABARA	東京都 千代田区	宿泊施設工事	152	2019年12月

(2) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分		第 72 期 (2017年9月期)	第 73 期 (2018年9月期)	第 74 期 (2019年9月期)	第 75 期 (当連結会計年度) (2020年9月期)
売 上 高	(千円)	3,979,219	6,731,998	3,300,893	2,474,885
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	7,446	689,239	△282,226	△1,304,977
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親 会社株主に帰属する 当期純損失(△)	(千円)	32,549	519,369	△36,748	△3,723,542
1株当たり当期純利 益又は1株当たり当 期純損失(△)	(円)	0円57銭	9円4銭	△0円64銭	△64円44銭
総 資 産	(千円)	9,803,982	11,341,316	14,182,681	10,296,893
純 資 産	(千円)	7,696,118	8,167,499	7,792,093	3,793,767
1株当たり純資産額	(円)	133円62銭	142円18銭	135円63銭	64円77銭

(注) △印は、損失を示しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況 (2020年9月30日現在)

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

(※印は子会社等保有の株式を含んでおります。)

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社A.Cインターナショナル	30百万円	100	ゴルフ場の運営・管理
株式会社ワシントン	3百万円	※100	ゴルフ会員管理業務
株式会社NSアセットマネジメント	15百万円	100	不動産コンサルティング事業
株式会社NSインシュアランス	1百万円	※100	保険代理店事業
Allied Crown Investment Limited	1百万米ドル	100	投資事業等
Gold sino Investments Limited	5米ドル	100	投資事業等
株式会社 SPACE HOSTEL	5百万円	99	ホテル運営

(4) 対処すべき課題

当社グループは、今後の持続的成長に向けて以下の事項を対処すべき課題として認識し、取り組んでまいります。

①経営資源のコア事業への集中

当連結会計年度においては、当社連結子会社である南野建設株式会社の発行済株式の全てを譲渡し、また、株式会社NSアセットマネジメント及び同社子会社が運営する事業を当社グループが譲受け、当社のリアルエステート事業の新たな成長戦略を促し、中長期的な成長に向けた新たなポートフォリオを検討し、経営資源の集約を進めました。

②各事業の収益安定化

リアルエステート事業においては、収益不動産の取得により収益の安定化を図る一方で、宿泊施設や飲食関連への事業展開など他業態との協業による運用資産のバリエーションを増やすことで、更なる収益の多様化と安定化を図ってまいります。

不動産コンサルティング事業においては、空き家を活用した新たな不動産市場の形成により、個人の投資家向けに従来とは異なるアプローチで不動産に関するソリューションの提供を図ってまいります。

③人材の確保と育成

当社グループは、従業員一人一人の能力向上のための社員教育の充実と、働きやすい職場環境の整備による人材の確保と維持に取り組んでまいります。また、従業員が自分の持ち場だけでなく複数の業務を担えるようにすることで、効率的な人員配置を実施し、労働生産性の向上に努めてまいります。

④事業の拡大

当社グループは今後も新しい事業領域に挑戦し、事業を通じて社会に貢献して行くとともに、更なる企業価値の創造へ向けて努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2020年9月30日現在)

セグメント	事業内容
ゴルフ・リゾート事業	広島紅葉カントリークラブ、シェイクスピアカントリークラブ、米山水源カントリークラブ、姫路相生カントリークラブの4コースの経営、ゴルフ会員権の管理
リアルエステート事業	自己保有不動産の活用並びに収益の見込める物件への投資
不動産コンサルティング事業	不動産投資家向けセミナー運営及び専門的なサポート

(6) 主要な営業所及び工場 (2020年9月30日現在)

名称	所在地
当社	本社：東京都港区
株式会社 A. C. インターナショナル	本社：東京都港区 支店：広島県廿日市市、北海道石狩市、新潟県上越市、兵庫県相生市
株式会社ワシントン	本社：東京都港区
株式会社NSアセットマネジメント	本社：東京都港区
株式会社NSインシュアランス	本社：東京都港区
Allied Crown Investment Limited	本社：サモア
Gold sino Investments Limited	本社：英領 ヴァージン諸島
株式会社 SPACE HOSTEL	本社：東京都台東区

(7) 使用人の状況 (2020年9月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

セグメント	使用人数	前連結会計年度末比増減
ゴルフ・リゾート事業	135(51)名	4名減
不動産コンサルティング事業	19(0)	-
リアルエステート事業	4(1)	-
全社(共通)	16(1)	6名増
合計	174(53)	6名減

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
20(2)名	6名増	44.8歳	2.7年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年9月30日現在)

借入先	借入額
(株)S B J 銀行	1,592,110千円
中泰国際証券有限公司	1,047,388千円
(株)東京スター銀行	985,760千円
西武信用金庫	352,805千円
東海東京証券(株)	338,000千円
(株)東和銀行	316,798千円
横浜幸銀信用組合	293,320千円
(株)静岡銀行	190,114千円
(株)北陸銀行	25,016千円

(注) 上記の額には連結子会社の借入金も含んでおります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループは、当連結会計年度において2期連続で重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

しかしながら、当連結会計期間末において、5億38百万円の現金及び預金を有しており、当面の事業資金を確保していることから資金繰り上の懸念はありません。また、当連結会計年度の損失の主な原因は、投資有価証券の時価評価による評価損が12億21百万円、保有固定資産の減損損失が9億93百万円など営業活動に密接に関与するものではなく、今後の経営活動における懸念材料の多くが解決された側面もあります。

また、2019年度には建設事業を担ってきた株式会社南野建設を売却し、2020年度はゴルフ・リゾート事業の売却を予定しております。いずれものセグメントも売上の貢献は大きいものの、将来に亘り安定的な収益を継続できる可能性を考慮すると、キャッシュ・フローを確保した上で、高い収益性を持つ不動産コンサルティング事業に経営資源の集中を行うことで、早い時点での高収益体質の経営体質への転換が可能と考えております。

以上を鑑み、2021年9月期の業績見通しにつきましては、売上高76億71百万円(前年同期比210.0%増)、営業利益2億12百万円、親会社株主に帰属する当期純利益10百万円を見込んでおります。

従いまして、当連結会計年度の末日現在において、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 229,771,404株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 58,442,851株 |
| (3) 株主数 | 9,775名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
普 濟 堂 株 式 会 社	11,700千株	20.02%
ア ク セ ス ア ジ ア 株 式 会 社	11,559千株	19.78%
浅 野 利 広	2,919千株	5.00%
原 田 文 雄	1,811千株	3.10%
HAITONG INT SEC-CL AC-10 (PERCENTAGE)	1,789千株	3.06%
株 式 会 社 SBI 証 券	706千株	1.21%
平 山 み ど り	679千株	1.16%
前 田 喜 美 子	633千株	1.08%
海 邦 砂 利 採 取 輸 入 事 業 協 同 組 合	597千株	1.02%
横 山 信 孝	490千株	0.84%

- (注) 1. 当社は、自己株式を202株保有しております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2020年9月30日現在）

当社役員が保有している職務対価として交付された新株予約権等の状況

【1】2016年2月26日開催の取締役会決議による新株予約権（第2回新株予約権）

(1) 新株予約権の払込金額

1個につき47円

(2) 新株予約権の行使金額

1株につき68円

(3) 新株予約権の行使条件

本新株予約権の行使の条件として、以下①、②及び③に掲げる条件にそれぞれ合致した場合にのみ権利行使を行うことができる。

- ① 新株予約権者は、当社が開示した2016年9月期における有価証券報告書に記載された当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成しない場合は、損益計算書）において、営業利益が60百万円を超過している場合にのみ、新株予約権者が付与された新株予約権のうち1/3（端数切捨て）を行使することができる。なお国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。
- ② 新株予約権者は、当社が開示した2017年9月期における有価証券報告書に記載された当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成しない場合は、損益計算書）において、営業利益が100百万円を超過している場合にのみ、新株予約権者が付与された新株予約権のうち1/3（端数切捨て）を行使することができる。なお国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。
- ③ 新株予約権者は、当社が開示した2018年9月期における有価証券報告書に記載された当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成しない場合は、損益計算書）において、営業利益が300百万円を超過している場合にのみ、新株予約権者が付与された新株予約権のうち1/3（端数切捨て）を行使することができる。なお国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。
- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(4) 新株予約権の行使期間

2017年1月1日から2020年12月31日まで

(5) 当社役員 of 交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	交付者数
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	1,600個	普通株式 160,000株	4名
社外取締役 (監査等委員)	100個	普通株式 10,000株	2名
取締役 (監査等委員)	100個	普通株式 10,000株	1名

※新株予約権の発行時における内容を記載しております。

【2】2019年3月14日開催の取締役会決議による新株予約権（第3回新株予約権）

(1) 新株予約権の払込金額

1個につき87円

(2) 新株予約権の行使金額

1株につき64円

(3) 新株予約権の行使条件

本新株予約権の行使の条件として、以下①～⑧に掲げる条件にそれぞれ合致した場合にのみ権利行使を行うことができる。

- ① 新株予約権者は、当社が開示した2020年9月期における有価証券報告書に記載された当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成しない場合は、損益計算書）において、経常利益が3億円を超過している場合にのみ、新株予約権者が付与された新株予約権のうち1/3（端数切捨て）を行使することができる。なお国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。
- ② 新株予約権者は、当社が開示した2021年9月期における有価証券報告書に記載された当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成しない場合は、損益計算書）において、経常利益が5億円を超過している場合にのみ、新株予約権者が付与された新株予約権のうち2/3（端数切捨て）を行使することができる。なお国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。
- ③ 新株予約権者は、当社が開示した2022年9月期における有価証券報告書に記載された当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成しない場合は、損益計算書）において、営業利益が7億円を超過している場合にのみ、新株予約権者が付与された新株予約権のうち3/3（端数切捨て）を行使することができる。なお国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。

- ④ 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社取締役もしくは従業員としての地位を有していること、並びに当社連結子会社に在任する取締役もしくは在職する従業員の地位を保有することを要件とする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ⑤ 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に70%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権の50%が消滅する。また、行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権の100%が消滅する。
- ⑥ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑦ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑧ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(4) 新株予約権の行使期間

2021年1月1日から2023年12月31日まで

(5) 交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	交付者数
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	2,000個	普通株式 200,000株	1名
当社従業員	6,300個	普通株式 630,000株	9名
子会社役員	100個	普通株式 10,000株	1名
子会社従業員	300個	普通株式 30,000株	3名

※新株予約権の発行時における内容を記載しております。

【3】 2019年12月6日開催の取締役会決議による新株予約権（第5回新株予約権）

(1) 新株予約権の払込金額

1個につき100円

(2) 新株予約権の行使金額

1株につき67円

(3) 新株予約権の行使条件

- ① 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないもの

とする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

③ 本新株予約権者の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(4) 新株予約権の行使期間

2019年12月24日から2024年12月23日まで

(5) 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	3,000個	普通株式 300,000株	1名

その他新株予約権に関する重要事項

【4】2019年12月6日開催の取締役会決議による新株予約権（第4回新株予約権）

※行使価額修正条項付新株予約権付社債券等

(1) 新株予約権の払込金額

1個につき25円

(2) 新株予約権の行使金額

1株につき61円

(3) 新株予約権の行使条件

① 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日（2019年12月6日）時点における当社発行済株式総数（57,442,851株）の10%（5,744,285株）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない。

② 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

③ 各本新株予約権の一部行使はできない

(4) 新株予約権の行使期間

2019年12月24日から2021年12月23日まで

【5】 2019年12月6日開催の取締役会決議による新株予約権付社債

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（2019年12月23日発行）	
決議年月日	2019年12月6日
新株予約権の数 ※	16,400個
新株予約権の目的となる株式の種類・内容及び数 ※	普通株式 1,640,000株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり61円（注）3
新株予約権の行使期間 ※	2019年12月24日～2021年12月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 1株当たり 61円 資本組入額 1株当たり 31円
新株予約権の行使の条件 ※	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
新株予約権行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額 ※	各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額には当該本社債の額面金額と同額とする。
新株予約権付社債の残高	87,840千円

※新株予約権付社債の発行時における内容を記載しております。

- (注) 1. 本新株予約権の行使により当社が新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権にかかる本社債のうち残存金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
2. 本新株予約権付社債の転換により、転換に係る本新株予約権付社債の本社債権者（以下、「本新株予約権付社債権者」という。）が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権付社債の発行決議日（2019年12月6日）時点における当社発行済株式総数（57,442,851株）の10%（5,744,285株）を超える場合には、当該10%を超える部分に係る新株予約権付社債の転換はできない旨の行使条件が付されております。

3. 各本新株予約権の行使に際して出資をなすべき1株当たりの額（「転換価額」という。）は、当初61円とする。なお、転換価額は修正又は調整されることがある。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2020年9月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	松 沢 淳	株式会社NSアセットマネジメント 代表取締役 株式会社A.Cインターナショナル 取締役
取締役	張 力 耘	DivineSoft 株式会社 代表取締役 守望智康（北京）科技有限公司 総経理
取締役	魏 虹	北京市翰陽不動産開発有限公司 総経理 北京市太合嘉園不動産開発有限公司 董事長
取締役	小 原 篤 次	長 崎 県 立 大 学 准 教 授
取締役	鄭 重	Beijing Beida Jade Bird Universal Sci-Tech Company Limited 役員
取締役（常勤監査等委員）	淵 上 敦 至	淵 上 敦 至 会 計 事 務 所 所 長
取締役（監査等委員）	横 田 貴 広	ヨ コ タ 会 計 事 務 所 所 長
取締役（監査等委員）	藤 本 一 郎	弁護士法人創知法律事務所 代表社員 一般財団法人中辻創智社 理事 深圳鑫金浪電子有限公司 副董事長 同志社大学法科大学院 客員教授 扶和ドローン株式会社 監査役 京都大学法科大学院 客員教授

- (注) 1. 取締役張力耘氏、魏虹氏、小原篤次氏および鄭重氏、監査等委員である取締役淵上敦至氏、横田貴広氏および藤本一郎氏は社外取締役であります。
2. 当社は、取締役小原篤次氏および監査等委員である取締役淵上敦至氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。
3. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、淵上敦至氏を常勤の監査等委員である取締役として選定しております。
4. 事業年度中に退任した取締役

退任時の会社における地位	氏名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退任日
代表取締役会長	金 井 壮	株式会社ワシントン 代表取締役社長 南野建設株式会社 取締役 株式会社A.Cインターナショナル 代表取締役社長	2019年12月20日
取締役	上 杉 瑠衣子	株式会社白魂東京 取締役	2019年12月20日
取締役（常勤監査等委員）	松 嶋 紀 元		2019年12月20日
取締役（監査等委員）	有 田 稔	株式会社Jコンサルティングオフィス 社長補佐	2019年12月20日
取締役（監査等委員）	王 光 慶	株式会社Jコンサルティングオフィス 従業員	2019年12月20日

(2) 取締役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	7名 (4)	56百万円 (8百万円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	6名 (5)	7百万円 (6百万円)
合 計 （うち社外取締役）	13名 (9)	63百万円 (15百万円)

- (注) 1. 報酬等の額は表示単位未満を四捨五入しております。
 2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2019年7月9日開催の臨時株主総会において年額360百万円以内（うち社外取締役分は年額72百万円以内）と決議いただいております。
 3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2019年7月9日開催の臨時株主総会において年額36百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	張 力耘	DivineSoft株式会社	代表取締役	当社とDivineSoft株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。
		守望智康（北京）科技有限公司	総経理	当社と守望智康（北京）科技有限公司との間に重要な取引その他の関係はありません。
取締役	魏 虹	北京市翰陽不動産開発有限公司	総経理	当社と北京市翰陽不動産開発有限公司との間に重要な取引その他の関係はありません。
		北京市太合嘉園不動産開発有限公司	董事長	当社と北京市太合嘉園不動産開発有限公司との間に重要な取引その他の関係はありません。
取締役	小原篤次	長崎県立大学	准教授	当社と長崎県立大学との間に重要な取引その他の関係はありません。
取締役	鄭 重	Beijing Beida Jade Bird Universal Sci-Tech Company Limited	役員	当社と Beijing Beida Jade Bird Universal Sci-Tech Company Limited との間に重要な取引その他の関係はありません。
取締役	淵上敦至	淵上敦至会計事務所	所長	当社と淵上敦至会計事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。
取締役	横田貴広	ヨコタ会計事務所	所長	当社とヨコタ会計事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。

区分	氏名	兼 職 先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	藤本一郎	弁護士法人創知法律事務所	代表社員	取締役藤本一郎氏は、弁護士法人創知法律事務所の代表社員を兼職しており、同社との間に業務委託の取引関係があります。
		一般財団法人中辻創智社	理事	当社と一般財団法人中辻創智社との間に重要な取引その他の関係はありません。
		深圳鑫金浪電子有限公司	副董事長	当社と深圳鑫金浪電子有限公司との間に重要な取引その他の関係はありません。
		同志社大学法科大学院	客員教授	当社と同志社大学法科大学院との間に重要な取引その他の関係はありません。
		扶和ドローン株式会社	監査役	当社と扶和ドローン株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。
		京都大学法科大学院	客員教授	当社と京都大学法科大学院との間に重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	張 力耘	当事業年度に開催された取締役会22回のうち20回に出席し、取締役会において、公平中立な立場から適宜発言を行っております。
取締役	魏 虹	当事業年度に開催された取締役会22回のうち20回に出席し、取締役会において、公平中立な立場から適宜発言を行っております。
取締役	小原 篤次	就任後開催の取締役会には、17回のうち16回に出席し、取締役会において、公平中立な立場から適宜発言を行っております。
取締役	鄭 重	就任後開催の取締役会には、17回のうち16回に出席し、取締役会において、公平中立な立場から適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	淵上 敦至	就任後開催の取締役会及び監査等委員会には、取締役会17回のうち17回、監査等委員会5回のうち5回に出席し、取締役会及び監査等委員会において、公平中立な立場から適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	横田 貴広	就任後開催の取締役会及び監査等委員会には、取締役会17回のうち16回、監査等委員会5回のうち5回に出席し、取締役会及び監査等委員会において、公平中立な立場から適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	藤本 一郎	就任後開催の取締役会及び監査等委員会には、取締役会17回のうち16回、監査等委員会5回のうち4回に出席し、取締役会及び監査等委員会において、公平中立な立場から適宜発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する責任限度額であります。

5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称 R S M清和監査法人
- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,875千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,875千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

- (3) 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配置計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

- (4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び従業員が法令及び定款を遵守すべき指針として行動規範を制定します。その徹底を図るため、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括する組織として、社長直轄の監査部を設置し、コンプライアンスの状況を監査します。

これらの活動は定期的に取り締役会及び監査等委員会に報告されるものとします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の電磁的記録を含む文書の作成、保存及び廃棄に関しては、文書管理規程を策定し、管理します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス規程に基づき、当社グループを取り巻くリスクを特定したうえで、適切なリスク対応を図ります。当社の担当取締役を当社グループ全体のリスクに関する統括責任者として任命し、グループ全体のリスクを統括的に管理します。監査部がグループ各社のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取り締役会に報告し、取締役会において改善策を審議・決定します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は原則月1回開催し、業務執行に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行状況の監督を行います。取締役の職務執行に関する権限及び責任については、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、適時適切に見直しを行います。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社各社にコンプライアンス担当者を置くとともに、監査部がグループ全体のコンプライアンスを統括・推進する体制とします。また監査部による子会社の業務監査を実施いたします。

⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべく従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

現在、監査等委員会の職務を補助すべき従業員はいませんが、必要に応じて、監査等委員会の業務補助のための監査等委員会スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査等委員会が意見交換を行います。

⑦ 取締役及び従業員が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社は、取締役及び従業員が会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実の発見をしたときは、法令に従い、直ちに監査等委員会に報告する体制を整備します。また、監査等委員会は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、監査部などの会議に出席するとともに、主要な稟議書その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めることができる体制とします。

⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査が実効的に行われることを確保するため財務経理部、人事総務部等の関連部門が監査等委員会の業務を補助いたします。

【業務の適正を確保するための体制の運用の状況】

当社は、業務の適正を確保するための体制について当社および子会社の内部統制システムの整備および運用状況について継続的に調査を実施しており、その結果を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

事業年度末において、監査等委員会による内部統制の整備・運用状況の評価結果による重大な是正事項は存在しない事を確認しております。

連結貸借対照表

(2020年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,525,815	流 動 負 債	1,729,446
現金及び預金	538,856	買掛金	16,632
売掛金	39,933	短期借入金	338,625
商 品	12,591	1年内返済予定の長期借入金	555,232
原材料及び貯蔵品	9,712	未払法人税等	19,278
販売用不動産	4,457,859	未払消費税等	45,329
未収入金	71,408	賞与引当金	9,365
その他	395,938	ポイント引当金	22,038
貸倒引当金	△484	訴訟損失引当金	39,562
固 定 資 産	4,771,078	その他	683,381
有 形 固 定 資 産	999,640	固 定 負 債	4,773,678
建物及び構築物	332,357	長期借入金	4,248,079
機械装置及び運搬具	13,060	繰延税金負債	11,340
工具、器具及び備品	30,084	役員退職慰労引当金	14,584
土 地	624,137	退職給付に係る負債	10,259
無 形 固 定 資 産	330,084	資産除去債務	28,813
のれん	326,287	その他	460,601
その他	3,796	負 債 合 計	6,503,125
投資その他の資産	3,441,353	純 資 産 の 部	
投資有価証券	3,111,395	株 主 資 本	4,445,429
関係会社株式	27,404	資 本 金	4,035,600
長期貸付金	98,850	資 本 剰 余 金	4,643,379
長期未収入金	8,904	利 益 剰 余 金	△4,233,508
繰延税金資産	140,297	自 己 株 式	△41
その他	154,879	その他の包括利益累計額	△669,947
貸倒引当金	△100,377	その他有価証券評価差額金	△586,302
		為替換算調整勘定	△83,645
		新 株 予 約 権	8,286
		非 支 配 株 主 持 分	10,000
		純 資 産 合 計	3,793,767
資 産 合 計	10,296,893	負 債 ・ 純 資 産 合 計	10,296,893

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自2019年10月1日
至2020年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		2,474,885
売上原価		1,714,527
売上総利益		760,358
販売費及び一般管理費		1,689,804
営業損失		929,445
営業外収益		
受取利息	2,098	
受取配当金	30	
受取給付金	1,508	
業務受託料	3,471	
助成金収入	14,236	
貸倒引当金戻入額	5,712	
その他	18,390	45,448
営業外費用		
支払利息	155,706	
持分法による投資損失	260,359	
その他	4,913	420,979
経常損失		1,304,977
特別利益		
子会社株式売却益	30,730	
役員退職慰労引当金戻入額	53,848	
債権免除益	12,207	96,786
特別損失		
投資有価証券評価損	1,221,878	
関係会社株式評価損	21,495	
販売用不動産評価損	247,340	
訴訟損失引当金繰入額	39,562	
固定資産除売却損	0	
新型コロナウイルス感染症関連損失	14,368	
減損損失	993,539	2,538,185
税金等調整前当期純損失		3,746,375
法人税、住民税及び事業税		11,862
法人税等調整額		△34,695
当期純損失		3,723,542
親会社株主に帰属する当期純損失		3,723,542

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自2019年10月1日
至2020年9月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	4,010,600	4,618,379	△509,966	△41	8,118,972
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	18,900	18,900			37,800
転換社債型新株 予約権付社債の転換	6,100	6,100			12,200
親会社株主に帰属 する当期純損失			△3,723,542		△3,723,542
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	25,000	25,000	△3,723,542	△0	△3,673,542
当 期 末 残 高	4,035,600	4,643,379	△4,233,508	△41	4,445,429

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新株予約権	非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利 益累計額合計			
当 期 首 残 高	△320,836	△7,163	△328,000	1,121	-	7,792,093
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)						37,800
転換社債型新株 予約権付社債の転換						12,200
親会社株主に帰属 する当期純損失						△3,723,542
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△265,465	△76,481	△341,947	7,165	10,000	△324,782
当期変動額合計	△265,465	△76,481	△341,947	7,165	10,000	△3,998,325
当 期 末 残 高	△586,302	△83,645	△669,947	8,286	10,000	3,793,767

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,181,178	流 動 負 債	1,023,454
現金及び預金	255,672	短期借入金	338,000
販売用不動産	4,457,859	1年内返済予定の長期借入金	549,152
短期貸付金	377,666	未払金	62,707
未収入金	9,011	未払法人税等	16,877
その他	114,730	前受金	120
貸倒引当金	△33,761	訴訟損失引当金	39,562
固 定 資 産	2,968,050	そ の 他	17,034
有 形 固 定 資 産	653,633	固 定 負 債	3,333,325
建物	198,026	社 債	87,840
工具、器具及び備品	17,105	長期借入金	2,973,691
土地	438,501	退職給付引当金	3,777
その他	0	役員退職慰労引当金	14,584
無 形 固 定 資 産	3,666	関係会社事業損失引当金	41,613
その他	3,666	繰延税金負債	11,340
投資その他の資産	2,310,749	資産除去債務	28,813
投資有価証券	567,226	預り保証金	171,664
関係会社株式	1,405,971	負 債 合 計	4,356,780
長期貸付金	445,333	純 資 産 の 部	
長期未収入金	61,244	株 主 資 本	3,777,862
長期営業未収入金	680,863	資 本 金	4,035,600
差入保証金	129,604	資 本 剰 余 金	4,643,379
その他	3,070	資 本 準 備 金	4,075,166
貸倒引当金	△982,563	その他資本剰余金	568,213
		利 益 剰 余 金	△4,901,075
		その他利益剰余金	△4,901,075
		繰越利益剰余金	△4,901,075
		自 己 株 式	△41
		評価・換算差額等	10,274
		その他有価証券評価差額金	10,274
		新 株 予 約 権	4,311
		純 資 産 合 計	3,792,448
資 産 合 計	8,149,228	負 債 ・ 純 資 産 合 計	8,149,228

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自2019年10月1日)
(至2020年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		493,460
売 上 原 価		836,994
売 上 総 損 失		343,534
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		614,052
営 業 損 失		957,586
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,799	
そ の 他	2,347	6,146
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	73,907	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	96,101	
そ の 他	3,720	173,729
経 常 損 失		1,125,169
特 別 利 益		
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 戻 入 額	53,807	53,807
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	12,932	
子 会 社 株 式 売 却 損	100,000	
子 会 社 株 式 評 価 損	1,818,150	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	21,495	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	41,613	
販 売 用 不 動 産 評 価 損	247,340	
訴 訟 損 失 引 当 金 繰 入 額	39,562	
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 関 連 損 失	14,368	
減 損 損 失	811,185	3,106,647
税 引 前 当 期 純 損 失		4,178,010
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		△6,562
法 人 税 等 調 整 額		3,108
当 期 純 損 失		4,174,555

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自2019年10月1日
至2020年9月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	4,010,600	4,050,166	568,213	4,618,379	△726,519	△726,519
当期変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)	18,900	18,900		18,900		
転換社債型新株 予約権付社債の転換	6,100	6,100		6,100		
当期純損失					△4,174,555	△4,174,555
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	25,000	25,000		25,000	△4,174,555	△4,174,555
当期末残高	4,035,600	4,075,166	568,213	4,643,379	△4,901,075	△4,901,075

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算差 額等合計		
当期首残高	△41	7,902,418	38,552	38,552	1,121	7,942,092
当期変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)		37,800				37,800
転換社債型新株 予約権付社債の転換		12,200				12,200
当期純損失		△4,174,555				△4,174,555
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△28,278	△28,278	3,190	△25,088
当期変動額合計	△0	△4,124,556	△28,278	△28,278	3,190	△4,149,644
当期末残高	△41	3,777,862	10,274	10,274	4,311	3,792,448

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年11月25日

株式会社アジアゲートホールディングス
取締役会 御中

RSM清和監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 中村 直樹 ⑩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 平澤 優 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アジアゲートホールディングスの2019年10月1日から2020年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アジアゲートホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年11月25日

株式会社アジアゲートホールディングス
取締役会 御中

RSM清和監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 中村 直樹 ⑩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 平澤 優 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アジアゲートホールディングスの2019年10月1日から2020年9月30日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2019年10月1日から2020年9月30日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年11月25日

株式会社アジアゲートホールディングス 監査等委員会

監査等委員 淵上 敦至 ⑩

監査等委員 横田 貴広 ⑩

監査等委員 藤本 一郎 ⑩

(注) 監査等委員淵上敦至氏、横田貴広氏及び藤本一郎氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後の当社の事業活動の多様化に備えるため、現行定款第2条（目的）につきまして事業内容を追加し、実施していない事業目的を削除するものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条（条文省略） （目的）	第1条（現行どおり） （目的）
第2条（条文省略）	第2条（現行どおり）
<u>1 土木工事および建築工事の設計、施工、監督並びに請負</u>	1～7（削除）
<u>2 とび、土木工事業</u>	
<u>3 水道施設工事業</u>	
<u>4 土木建築資材の製造、販売および賃貸</u>	
<u>5 土木建築用機械用具の製造、販売、修理および賃貸</u>	
<u>6 土木建築に伴う測量および地質調査</u>	
<u>7 土木建築に関するコンサルティング</u>	
<u>8 不動産の売買、仲介、斡旋、交換、賃貸借、鑑定、管理、保有ならびに運用</u>	<u>1</u> （現行どおり）
<u>9 土地の造成および販売</u>	<u>2</u> （現行どおり）
<u>10 住宅、建物の販売、賃貸および管理</u>	<u>3</u> （現行どおり）
<u>11 有価証券の保有、運用、管理および売買</u>	<u>4</u> （現行どおり）
<u>12 企業の合併、提携、営業権の譲渡等の調査、企画およびそれらの斡旋、仲介およびコンサルタント業務</u>	<u>5</u> （現行どおり）
<u>13 子会社および関連会社の事業活動に関する運営管理、コンサルタント業務</u>	<u>6</u> （現行どおり）
<u>14 債権の買取業</u>	<u>7</u> （現行どおり）
<u>15 金銭の貸付け、各種債権の売買、立替払、債務の保証・引受けおよびその他金融業務ならびに会計、経理に関する事務の請負</u>	<u>8</u> （現行どおり）
<u>16 各種動産のリース、賃貸借、売買（割賦売買を含む）および管理</u>	<u>9</u> （現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
<u>17</u> 造園工事等の企画、設計、監理並びに請負	17 (削除)
<u>18</u> 宅地造成並びに不動産分譲	<u>10</u> (現行どおり)
<u>19</u> レジャー施設 (別荘、コンドミニアム、ペンション、マンション、ホテル、旅館等の宿泊住居、ゴルフ場、テニス場、スキー場、アスレチック、プール等のスポーツ施設、催事会場、多目的温泉保養施設等の保養施設)、エステティック等の美容施設および結婚式場等の冠婚葬祭施設の企画、建設、経営ならびにその施設の所有権、利用権およびクラブ会員権の売買ならびに仲介	<u>11</u> (現行どおり)
<u>20</u> コンピューター通信事業の運営、管理、推進	<u>12</u> (現行どおり)
<u>21</u> 情報通信機器およびその附属品の開発、製造、輸出、販売および貸出	<u>13</u> (現行どおり)
<u>22</u> 広告宣伝の企画、制作	<u>14</u> (現行どおり)
<u>23</u> 損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業	<u>15</u> (現行どおり)
<u>24</u> 生命保険の募集に関する業務	<u>16</u> (現行どおり)
<u>25</u> 株式未公開企業への投資、融資、債務保証及び経営指導	<u>17</u> (現行どおり)
<u>26</u> 投資顧問に関する業務	<u>18</u> (現行どおり)
<u>27</u> 証券仲介業	<u>19</u> (現行どおり)
<u>28</u> 会社が委託するリース契約・割賦販売契約・金銭消費貸借契約等およびこれらに付帯する契約に係わる書類の点検保管管理業務	<u>20</u> (現行どおり)
<u>29</u> 会社が委託するリース取引・割賦販売取引・金銭消費貸借取引等に係わる書類の作成及び点検業務、データの入力業務	<u>21</u> (現行どおり)
<u>30</u> 会社が委託する社会保険・生命保険及び損害保険の処理事務、福利厚生施設の維持管理その他福利厚生に関する業務、事務用品の購入に関する業務	<u>22</u> (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
31 会社が委託するコンピューター、ソフトウェア、産業機械、輸送機械その他各種保有資産に係わる帳簿の作成、データ処理、保守、管理に関する業務	23 (現行どおり)
32 集金の代行業務	24 (現行どおり)
33 信用保証業務	25 (現行どおり)
34 信用調査及び市場調査業務	26 (現行どおり)
35 賃貸建物における家賃、共益費、管理費、電気・ガス・水道料金、駐車場料金、物置賃料・使用料、修繕費等の代金支払保証業務	27 (現行どおり)
36 古物売買業	28 (現行どおり)
37 オール電化機器の販売・保守・工事の請負	29 (現行どおり)
38 太陽光発電システムの販売・保守・工事の請負	30 (現行どおり)
39 旅行業	31 (現行どおり)
40 貿易業及び貿易に関するコンサルティング業	32 (現行どおり)
41 観光客向商品の企画・製造・販売	33 (現行どおり)
42 飲食店の運営	34 (現行どおり)
43 人材派遣業	35 (現行どおり)
44 人材紹介業	36 (現行どおり)
45 国外事業者に対する本邦における事業等のコンサルティング業	37 (現行どおり)
46 国内事業者に対するアジアにおける海外事業等のコンサルティング業	38 (現行どおり)
47 再生可能エネルギー事業	39 (現行どおり)
48 食品加工業 (新設)	48 (削除)
(新設)	40 特定目的会社、特別目的会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社)及び不動産投資信託に対する出資並びに出資持分等の売買、仲介及び管理
(新設)	41 不動産特定共同事業法に基づく不動産特定共同事業
(新設)	42 金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業及び投資助言・代理
(新設)	43 貸金業
49 前各号に附帯または関連する一切の業務 第3条～第35条(条文省略)	44 (現行どおり) 第3条～第35条(現行どおり)

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	まつざわ あつし 松 沢 淳 (1965年6月9日生)	1989年4月 株式会社住友銀行(現 株式会社三井住友銀行) 入社 2004年8月 株式会社エム・ピー・テクノロジーズ (現 アセンテック株式会社) 入社 2005年10月 同社取締役 2008年2月 フットワークエクスプレス株式会社 (現 トールエクスプレスジャパン株式会社) 入社 2009年9月 同社取締役 2017年9月 ラオックス株式会社入社 2018年1月 株式会社エス・エー・ビー取締役 2018年10月 すみれパートナーズ株式会社代表取締役 2019年6月 株式会社廣濟堂社外取締役 2019年7月 当社代表取締役社長(現任) 2019年12月 株式会社A.Cインターナショナル取締役(現任) 2020年4月 株式会社AGNSアセットマネジメント (現 株式会社NSアセットマネジメント) 代表取締役(現任) (現在に至る) [重要な兼職の状況] 株式会社A.Cインターナショナル取締役 株式会社NSアセットマネジメント代表取締役	—
2	もり きん や 森 欣 也 (1958年7月30日生)	1982年4月 株式会社東京芝浦電気(現 株式会社東芝) 入社 2009年4月 同社電力流通・産業システム社電機・計測技師長 2011年4月 同社社会インフラシステム社計装システム技師長 2012年4月 同社社会インフラシステム社 鉄道・自動車システム事業部技監 2015年5月 東芝ITコントロールシステム株式会社社長付参事 2016年4月 東芝三菱電機システム株式会社 パワーエレクトロニクス事業部 海外事業推進担当部長 (現在に至る)	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	き な 祁 娜 (1956年3月23日生)	1978年1月 武漢船用機械有限責任公司入社 1992年7月 湖北省国際経済技術諮詢公司副社長 1999年7月 湖北泰康工程技術有限公司設立代表取締役社長 2004年7月 武漢国測科技股份有限公司副社長 2006年7月 武漢国測諾德新能源有限公司取締役社長 2012年5月 同社会長 2012年8月 武漢国能恩格新能源科技有限公司入社 2016年1月 武漢国能華瀛新科技有限公司 業務執行取締役 (現任) 2016年7月 日本HY株式会社 代表取締役社長 (現在に至る) [重要な兼職の状況] 武漢国能華瀛新科技有限公司業務執行取締役	—
4	てい じゅう 鄭 重 (1976年5月14日生)	1999年9月 SINOGEN (中国) 投資公司社長補佐 2001年8月 Beida Jade Bird Group社長補佐兼プロジェクトGM 2004年4月 北京大学オンラインネット有限責任公司社長 2009年2月 SBI&BDJB基金管理公司MD 2010年2月 Beijing Beida Jade Bird Group副社長 2015年6月 Beijing Beida Jade Bird Universal Sci-Tech Company Limited役員 (現任) 2019年12月 当社取締役 (現任) (現在に至る) [重要な兼職の状況] Beijing Beida Jade Bird Universal Sci-Tech Company Limited 役員	—
5	ふし み やす はる 伏 見 泰 治 (1950年8月4日生)	1974年4月 大蔵省 (現 財務省) 入省 1995年6月 同省主税局総務課長 2002年4月 常石造船株式会社監査役 2004年4月 同社代表取締役会長 2006年10月 ライフネット生命保険株式会社監査役 2007年1月 ツネイシホールディングス株式会社代表取締役会長 2012年1月 同社代表取締役会長兼社長 2016年1月 同社特別顧問 (現任) 2018年5月 株式会社乃村工藝社監査役 (現任) (現在に至る) [重要な兼職の状況] ツネイシホールディングス株式会社特別顧問 株式会社乃村工藝社監査役	—

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
6	魏虹 ぎ こう (1956年6月20日生)	1982年3月 北京市海淀区企画局入社 1990年12月 北京市海淀区建設委員会 2001年8月 北京市サインエンスパークカルチャー教育有限公司 董事長 2002年3月 北京市紫城不動産開発有限公司 副董事長 2005年5月 北京市中関村ソフト教育投資有限公司 董事長 2005年7月 北京市翰陽不動産開発有限公司 總經理 (現任) 2010年9月 中稷宋庄投資有限公司 副董事長 2010年9月 北京市太合嘉園不動産開発有限公司 董事長 (現任) 2019年7月 当社取締役 (現任) (現在に至る) [重要な兼職の状況] 北京市翰陽不動産開発有限公司 總經理 北京市太合嘉園不動産開発有限公司 董事長	—

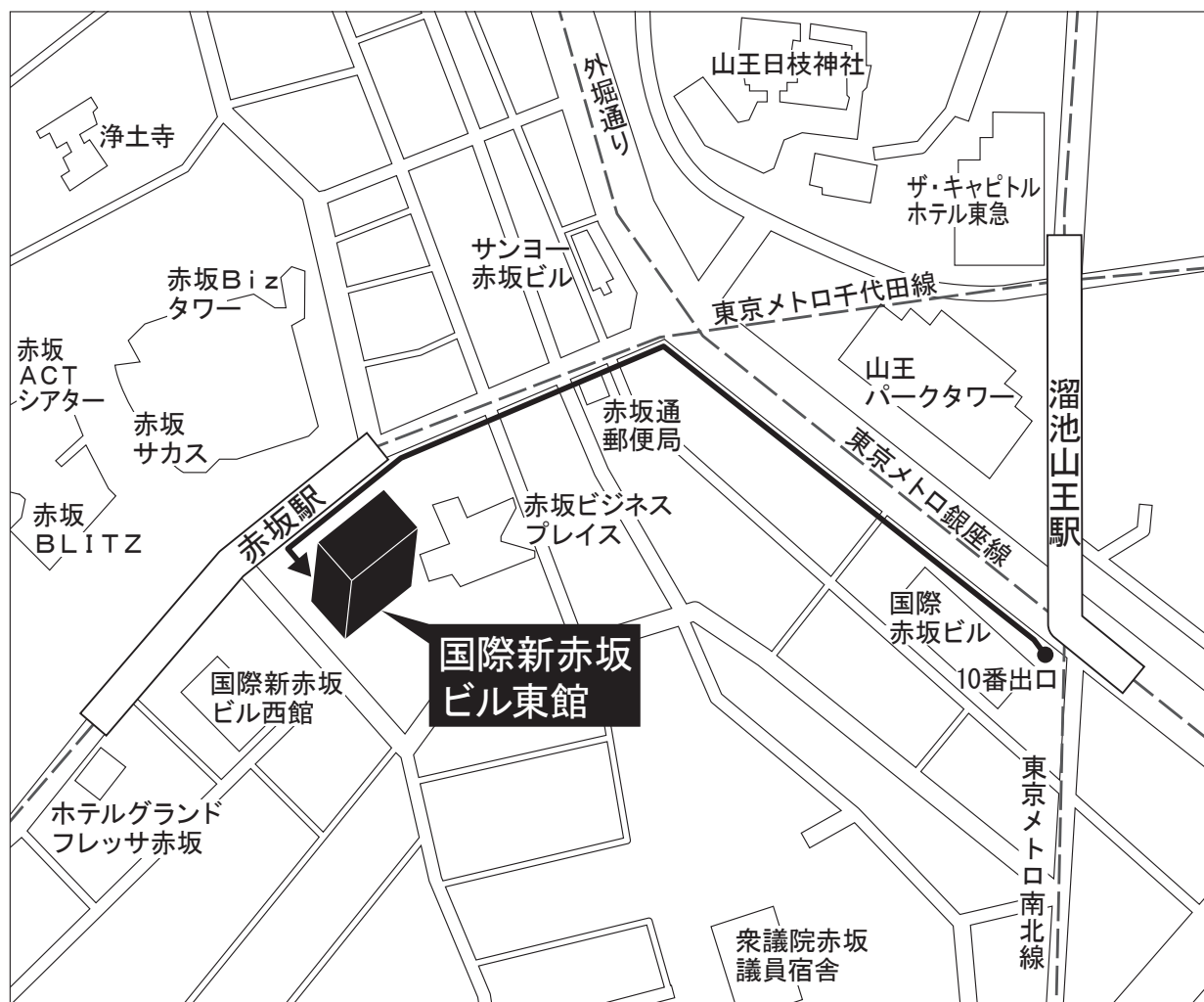
- ※1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者伏見泰治氏及び魏虹氏は、社外取締役候補者であります。また、伏見泰治氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 取締役候補者魏虹氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、伏見泰治氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 伏見泰治氏を社外取締役候補者とした理由は、他社において直接経営に関与された経験を有しており、これまで培ってきた豊富な経験等により客観的な立場から当社の経営に適切な助言をいただくため、同氏を社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
5. 魏虹氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は複数の不動産関連会社の経営を通じ、中国における不動産事業の豊富な経験と見識を有しております。社外取締役として、当社が関与する国内外の不動産案件に関し、幅広い可能性を拡げていただくため、同氏を社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
6. 魏虹氏は現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって1年5ヵ月となります。

以上

株主総会会場ご案内図

〒107-0052 東京都港区赤坂二丁目14番27号

国際新赤坂ビル東館 13階



会場まで

●地下鉄

赤坂駅（東京メトロ千代田線）5番a出口より徒歩1分

溜池山王駅（東京メトロ銀座線・南北線）10番出口より徒歩6分

◎会場へのお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。